

○熊本県警察の運転指導等に関する訓令

平成30年12月18日

本部訓令第19号

【概要】

本訓令は、警察職員の公用車安全運転に関する責務を明らかにするとともに、職員の交通事故防止を図ることを目的として、車両運転の指導教養、車両の運転技能等に関する認定等に必要な事項を定めるたものである。

主な内容は、

○運転指導体制

○運転指導官の指定

○指導教養事項

○運転技能審査の実施

等である。